

中国・慈善信託管理弁法（日本語訳）

高橋 孝治（訳）

中華人民共和国（以下「中国」という）では、2017年7月26日に中国銀行業監督管理委員会と民政部が行政規則（国務院所属の部や委員会などが、法律などに基づいて当該部門の権限内で制定する規則。行政訴訟にあたり裁判規範とはならないものの、参照される¹⁾）として「慈善信託管理弁法」を發布・施行した。ここに「慈善信託管理弁法」の全訳を行う。

慈善信託管理弁法（銀監発〔2017〕37号）

第一章 総則

第1条 慈善信託を規制し、慈善信託の当事者の合法的な権利と利益を保護し、慈善活動の発展を促進するために、「中華人民共和国慈善法」（以下「慈善法」という）、「中華人民共和国信託法」（以下「信託法」という）、「中華人民共和国銀行監督管理法」（以下「銀行監督管理法」という）およびその他の法律に基づいて本弁法を制定する。

第2条 本弁法において、慈善信託とは、公益信託に属するものであり、委託者が、慈善の目的で、法に基づきその財産を受託者に委託し、受託者が委託者の希望により受託者の名義でこれを管理及び処分し、慈善活動を展開する行為をいう。

第3条 慈善信託の展開は、合法、自発、信義誠実の原則を遵守し、社会的公德に違反したり、国家安全に危害を与えたり、社会公共利益および他人の合法權益に損害を与えるものであってはならない。

第4条 国家は慈善信託の発展を奨励し、自然人、法人、その他の組織が社会主義の核心的価値を実践し、中華民族の伝統的美徳を継承し、法律に従って慈善活動を行うことを支援する。

第5条 慈善信託の委託者、受託者、受益者、および監督者は中華人民共和国国内で信託を行う限り、本弁法が適用されるものとする。

¹ 高見澤磨＝鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』（第9版）有斐閣、2022年、122頁。

第 6 条 国務院銀行業監督管理機構およびその関係機構、国務院民政部門および県級以上の地方人民政府の民政部門は、それぞれ法定の職責に従って慈善信託を監督し、管理しなければならない。

第二章 慈善信託の設定

第 7 条 慈善信託の設立は、合法的な慈善信託の目的でなければならない。

以下の慈善活動の目的をもって、設立された信託は、慈善信託とする。

- (1) 貧困緩和、貧困救済。
- (2) 高齢者、孤児、病人、障害者への支援、優遇措置。
- (3) 自然災害、事故災難、公衆衛生上の事故などの緊急事態によって引き起こされた損害の救済。
- (4) 教育、科学、文化、健康、スポーツなどの事業の発展を促進すること。
- (5) 汚染およびその他の公害を防止し、生態環境を保護および改善すること。
- (6) その他「慈善法」の規定に合致する公益活動。

第 8 条 慈善信託の委託者は、完全民事行為能力のある自然人、法人もしくは法によって成立したその他の組織でなければならない。

第 9 条 慈善信託の受託者は、委託者が決定したその信託する慈善組織もしくは信託会社が行うものとする。

第 10 条 慈善信託の委託者は、利害関係を持つ委託者または受託者を受益者に指定、または偽装指定してはならない。

第 11 条 慈善信託の委託者は、必要に応じ、監督人を指定することができる。

監督人は、受託者の行動を監督し、法律に従って委託者および受益人の権益を保護するものとする。監督人は、受託者が信託義務に違反もしくは職責の履行が難しいことを発見した場合は、委託者に報告し、自己の名前で人民法院に訴訟を提起する権利を有するものとする。

第 12 条 慈善信託の設立には、確定的な信託財産が必要で、信託財産は委託者が合法的に所有している財産でなければならない。

前項において「財産」とは、合法的な財産権を含むものとする。

第 13 条 慈善信託の設立、受託者及び監督人の決定は、書面の形式で行わなければならない

い。

書面の形式には、信託契約書や遺言書もしくは法律、行政法規に規定するその他の書面を含むものとする。

第 14 条 慈善信託の書類には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 慈善信託の名称。
- (2) 慈善信託の目的。
- (3) 委託者、受託者の姓名もしくは名称、住所、監督人が設置される場合は、監督人の姓名もしくは名称、住所。
- (4) 受益者の範囲および選定された手続と方法。
- (5) 信託財産の範囲、種類、状況および管理方法。
- (6) 年間の慈善支出の割合もしくは数額。
- (7) 情報開示の内容と方法。
- (8) 受益者が信託の利益を得るための形式と方法。
- (9) 信託報酬の徴収基準及び徴収方法

前項に掲げる事項のほか、信託の期間、新たな受託者の選任の方法、信託の終了の理由および紛争解決の方法その他の事項を定めることができる。

第三章 慈善信託の届出

第 15 条 慈善信託文書に署名してから 7 日以内に、受託者は、関連文書を受託者所在地の県級以上の人民政府の民政部门に提出しなければならない。

前項の届出を民事部門に提出しない者は、税制上の優遇措置を受けない。

第 16 条 信託会社が受託者となる場合には、その登記地に設置された市区の民生部門は書類保存の責務を負い、慈善組織が受託者となる場合、その登記もしくは民生部門に書類を提出する職責を負う。

第 17 条 同一の事前信託に受託者が二人以上ある場合、委託者は、本章の規定による届出について、受託者のうちの一人を主たる受託者管理責任として指定しなければならない。書類提出を受けた民政部门は、受託者が所在する県級以上の人民政府の民政部门と書類の情報を共有しなければならない。

第 18 条 慈善信託の受託者は、民政部门に書類提出の申請する場合、以下に掲げる書面を提出しなければならない。

- (1) 提出申請書。

- (2) 委託者の身分証明書（複写）および信託財産の合法性に関する声明。
- (3) 受託者である信託会社の金融許可証もしくは慈善組織の登記または認定の証明となるもの（複写）。
- (4) 信託証書。
- (5) 開設した慈善信託専用資金口座の証明、商業振興資金保管協議、ただし非資本信託を除くものとする。
- (6) 信託財産の交付の証明となるもの（複写）。
- (7) その他の資料。

上記の資料は、4 部作成し、受託者が保存の職責を担う民政部門が指定する受理窓口に提出するものとする。

第 19 条 提出後、第 38 条に規定する一部変更が生じた場合、慈善信託の受託者が、当該変更から 7 日以内に第 18 条の規定により、もともと保存を行っている民政部門に提出の申請を行うものとし、あわせて発生した変更に関する資料を書面で提出するものとする。

一月に 2 回以上変更事項が生じた場合、翌月 10 日前に合わせて提出の申請をすることができる。

第 20 条 慈善信託の受託者が信託義務に違反、もしくはその職責の履行が難しい場合には、委託者は受託者を変更することができる。変更後の受託者は変更の日から 7 日以内に、変更状況につきもともと保存している民政部門に重ねて新しい提出を行うものとする。

新しい提出を申請する際には、以下の書類を資料として提出するものとする。

- (1) 以前、提出した信託文書の原本と提出領収書。
- (2) 再出願の申請。
- (3) もとの受託者が発行した慈善信託財産の管理および処分に関する報告書。
- (4) 変更後の信託会社の金融許可証もしくは慈善組織の登記または認定するための証明資料（複写）。
- (5) 再署名した信託契約等の信託文書。
- (6) 開設した慈善信託専用資金口座の証明、商業銀行資金保管協議、ただし非資本信託を除くものとする。
- (7) その他の資料。

以上の書面は 1 式 4 部で作成し、変更後の受託者がもともとの保存を行っている民政部門の受理窓口に提出するものとする。

第 21 条 慈善信託の提出の申請が《慈善法》、《信託法》および本弁法の規定に合致する場合、民生部門は、提出の申請を受けてから 7 日以内に提出に対する受領書を発行しな

ければならず、適合しない場合、提出の申請を受けてから 7 日以内にまず書面でその理由と補正のために必要な関連資料につき告知しなければならない。

第 22 条 信託会社が新たに設立した慈善信託の項目は、管理監督が行う要求に従って直ちに報告を行うか商品登記義務を履行しなければならない。

第四章 慈善信託財産の管理および処分

第 23 条 慈善信託財産およびその収益は、すべて慈善目的に充てるものとする。

第 24 条 慈善信託財産の管理および処分を行う受託者は、慈善信託の目的に従い、その職務を遂行し、信義誠実に従い履行し、慎重な管理義務を履行しなければならない。

第 25 条 受託者は、法律により信託報酬を受け取る場合を除き、慈善信託財産を自己の利益のために使用してはならない。

第 26 条 慈善信託財産は、受託者の固有の財産とは区別され、受託者は、慈善信託財産を自らの固有財産としてはならない。
いかなる組織または個人も、慈善信託財産を、私的に分割、不正流用、留保、侵奪してはならない。

第 27 条 受託者は、慈善信託財産と、自らの固有財産を区分して管理および記録し、また、異なる慈善信託財産も区分して管理および記録しなければならない。

第 28 条 資金の信託に対しては、商業銀行を保管者として委託し、法により慈善信託資金の口座を開設しなければならない。非資金信託に対しては、当事者は第三者に保管の委託をすることができる。

第 29 条 受託者は、慈善信託事務を自ら処理するものとするが、信託証書に別段の定めがある場合又はやむを得ない事由があるときは、他人に委託の代理をさせることができる。

受託者は、法により慈善信託の事務を他者に代理させる場合、その他者に対し慈善信託事務の行為につき責任を負うものとする。

受託者が、法により慈善信託事務を他人に代理させる場合、その他者に報酬を支払うものとし、信託報酬中に含まれるものとする。

第 30 条 慈善信託財産の運用は、合法、安全、有効の原則を遵守しなければならない、銀行口座、政府債券、中央銀行の手形、金融債券および貨幣市場の基金など低リスク資産で運用することができる。ただし委託者と信託会社に別段の定めがある場合は此の限りではない。

第 31 条 受託者は、信託証書に別段の定めがある場合を除き、又は委託者の同意を得た場合を除き、自己固有の財産を公益信託財産と交換し、又は異なる委託者の信託財産を公正な市場価格で取引してはならない。

第 32 条 委託者、受託者及びその管理人は、その所属を利用して慈善信託の利益又は社会の公益を害してはならず、当該取引の状況は一般に公開しなければならない。

第 33 条 受託者は、信託証書および委託者の要求に従い、慈善信託事務の取扱いならに信託財産の管理および使用状況について、速やかに委託者に報告しなければならない。

第 34 条 慈善信託の受託者は、慈善信託財産の管理および処分について、関連規定を厳格に遵守しなければならない、慈善信託の名義で違法な資金調達、マネーロンダリングなどの活動を行ってはならない。

第 35 条 受託者は、慈善信託事務の管理に関するすべての資料を適切に保存管理しなければならない、保存期間は信託が終了した日から少なくとも 15 年とする。

第 36 条 受託者は、法律、行政規則または信託証書の規定に違反して慈善信託財産に損失を与えたときは、その固有財産をもって賠償責任を負うものとする。

第五章 慈善信託の変更及び終了

第 37 条 慈善信託の委託者が、信託証書の義務に違反するかもしくは法律により解散し、法定の資格を喪失し、法により取り消され、破産宣告をされるかその他の職責を履行するのが難しい状況となった場合、委託者は受託者を変更することができる。

第 38 条 信託証書の定めもしくは委託者の同意がある場合、以下のことをすることができる。

- (1) 新しい委託者を追加する。
- (2) 信託財産の増加。
- (3) 信託受益者の範囲および選定手続きの方法の変更

(4) 国務院の民政部門および国務院の銀行業監督管理機構が規定するその他の状況がある場合。

第 39 条 慈善信託の受託者は、信託証書に別の定めがある場合を除き、自ら辞任することはできない。

第 40 条 以下の状況の一つがある場合、慈善信託は終了する。

- (1) 信託証書に定める終了事由の発生。
- (2) 信託の存在が信託の目的に反するとき。
- (3) 信託の目的が達成されたとき、または実現不可能となったとき。
- (4) 信託当事者の協議による合意があるとき。
- (5) 信託が取り消された場合。
- (6) 信託が解散した場合。

第 41 条 慈善信託終了事由の発生から 15 日以内に、受託者は、終了原因、日付、残余信託財産の処分方法および関連する状況を民政部門に報告しなければならない。

第 42 条 慈善信託が終了したときは、受託者は、30 日以内に慈善信託事務の清算報告を行い、民政部門に報告した後、受託者が公告しなければならない。

慈善信託に信託監督人があるときは、清算報告はまず監督人の承認を得なければならない。

第 43 条 慈善信託が終了した場合において、信託財産の権利が帰属する者がいないもしくは信託財産の権利が帰属する者が不特定の社会公衆である場合、報告した民政部門の承認を得て、受託者は信託財産を本来の慈善目的に準ずる目的に使用し、または信託財産を類似する目的のその他の慈善信託もしくは慈善組織に移転しなければならない。

第六章 推進措置

第 44 条 慈善信託の委託者、受託者および受益者は、国家の関連規定により税の優遇措置を受けるものとする。

第 45 条 慈善信託事業を行う信託会社は、リスクキャピタルおよび信託業保障基金への加入を免除される。

第 46 条 地方各級人民政府の経済社会の発展状況を元にして、慈善信託事業発展の措置の

政策と措置を制定および導入することを奨励するものとする。

第七章 監督管理と情報開示

第 47 条 銀行業監督管理機関は、信託会社の慈善信託業務および商業銀行の慈善信託口座資金保管業務の監督管理業務につき責任を負うものとする。県級以上の人民政府の民政部門は、慈善信託に関する書類保管と関連する監督管理業務につき責任を負うものとする。

第 48 条 民政部門と銀行業監督管理機構は、定期的な監督管理調整システムを構築し、信託中および事後の監督を強化し、監督の有効性を高めなければならない。

第 49 条 民政部門および銀行業監督管理機構は各自の法定の管理の職責に基づき、慈善信託の受託人に対して履行の受託責任を負い、管理慈善信託財産およびその収益の状況、履行の情報公開および告知義務およびその他慈善信託と関連する活動に対して監督検査を行うものとする。

第 50 条 民政部門および銀行業監督管理機構は、各自の法定の管理の職責に基づき、協力もしくは第三者機関に委託して慈善信託の規範管理、慈善目的の実現および慈善信託財産の運用に効果的な評価を行わなければならない。

第 51 条 民政部門および銀行業監督管理機構は、その職務の履行の必要に応じ、受託者の主たる責任者および関係者に監督管理に関する協議を行い、受託者の慈善信託活動およびリスク管理に関する重大事項について説明を求めることができる。

第 52 条 法により設立された信託会社もしくは法により登記されたまたは認定されている慈善組織を除き、いかなる組織および個人も「慈善信託」などの名をもって活動をしてはならない。

第 53 条 業界団体は、業界の自制を強化し、業界の要求を反映し、業界交流を促進し、慈善信託の信頼性を高め、慈善信託事業の発展を促進するものとする。

第 54 条 いかなる組織および個人も、慈善信託に法令違反行為を発見した場合、民政部門、銀行業監督管理機構およびその他関連部門に苦情申し立てや通報をすることができる。民政部門、銀行業監督管理機関およびその他の関連部門が、苦情や通報を受けた場合、直ちに調査を行わなければならない。

国家は、公衆、報道機関が慈善信託活動に対して監督を行うこと、慈善信託の違法行為に対して広く知らせ、世論と社会の監督作用を発揮させることを奨励するものとする。

第 55 条 民政部門および銀行業監督管理機構は、社会に対し以下の慈善信託の情報を直ちに公開しなければならない。

- (1) 慈善信託で報告されている事項
- (2) 慈善信託の終了に関する事項
- (3) 慈善信託の検査および評価の結果
- (4) 慈善信託の受託者に対する行政処分および監督管理措置の結果
- (5) 法律、法規で規定された公開すべきその他の情報

第 56 条 受託者は民政部門の用意する情報プラットフォーム上で以下の慈善情報を公開するものとし、情報の真実性に対し責任を負うものとする。

- (1) 慈善信託の設立に関する説明
- (2) 信託事務の処理の状況報告、財産状況の報告
- (3) 慈善信託の変更または終了の理由
- (4) 報告を受けた民政部門が要求するその他の情報

第 57 条 国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー情報および慈善信託の委託人が公開に同意していない姓名、名称、住所、連絡先などの情報は公開してはならない。

第 58 条 慈善信託の受託者は、毎年 3 月 31 日までに、報告した民政部門に慈善信託事務の処理状況および慈善信託財産時の状況の年度報告を行わなければならない。

第八章 法的責任

第 59 条 慈善信託の受託者に以下の状況の一つがある場合、民政部門により警告がなされ、期限までに是正をしなければならず、違法な所得がある場合は民政部門はそれを募集するものとする。直接責任を負う主管人員およびその他直接責任を負う人員を 2 万元以上 20 万元以下の罰金に処すものとする。

- (1) 信託財産およびその収益を慈善の目的に使用しない場合。
- (2) 規定による信託事務の処理状況および財務状況を民政部門に報告し、および社会に公開しない場合。

第 60 条 信託会社が本弁法の規定に違反した場合、銀行業監督管理機構は、《銀行業監督

管理法》など法律、法規により、行政処罰および監督措置を採るものとする。

第 61 条 慈善信託の当事者が《慈善法》の関連規定に違反し、治安管理行為違反を構成する場合、法により公安機関に移送され、治安管理处罰を受けるものとする。犯罪を構成する場合は、法により公安、司法機関に移送され、刑事責任の追及を受けるものとする。

第九章 附則

第 62 条 本弁法は、国務院の銀行業監督管理機構と国務院民政部門の共同により解釈される。

第 63 条 本弁法より前の慈善信託に関する規定と本弁法に齟齬がある場合、本弁法により処理するものとする。

第 64 条 省、自治区、直轄市、国家計画で特に指定された市、人民政府の民政部門および国務院銀行業監督管理機構の省一級関連紀行は、本弁法の規定と現地の実情を鑑みて実施細則を制定するものとする。ただし、制限条件を設けたり変更してはならない。

第 65 条 本弁法は、公布の日から施行するものとする。